

# 令和3年度

## 第6回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和3年9月7日(火)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

### 出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

農地利用最適化推進委員 4名

永野次郎委員 筒井正之委員 尾上慎一委員 羽矢勝幸委員

事務局職員 3名

事務局長 塩崎 康弘 事務局次長 應利 豪晋  
総括主幹 伊藤 康輔 香々地分室長 阿部 幸喜

### 会議に付した事件

- 議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について（農委処分）
- 議案第38号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第39号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
- 議案第40号 農地転用事業計画変更承認申請について
- 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- 議案第42号 非農地証明願について

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- (2) 埋め土の届出について
- (3) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長	<p>それでは、第6回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数13名中、本日の出席委員13名、欠席委員0名で、過半数を超えております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第6条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>皆さんおはようございます。最近何かと不安定な傾向にございますが、お忙しい中、本総会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>コロナ禍で一年延期後開催の東京オリンピック・パラリンピックも致命的なトラブルもなく、開催国として成功裡に終了することができたのではなかろうかと思っております。一方、無観客でチケット収入を失い数百億円規模の赤字を見込み、多くの課題が残った大会でもありました。</p> <p>ここに来て突如となく菅総理が辞任し、今やマスコミは総裁選一色でコロナ禍、どこ吹く風のごとくであります。</p> <p>さて、コロナ感染関係であります。依然として若者の感染が多く、終息のめどが立ちませんが、我々も更なる自己管理の徹底をいたしましょう。</p> <p>それから皆さん方には、毎日の猛暑の中、耕作放棄地調査をお願いしており、本日が提出日でございます。ご協力に感謝申し上げます。</p> <p>実りの秋の時期になりますが、新聞や市報に載っておりますように農機具の事故が多発しております。十分気を付けて作業を行ってください。</p> <p>それでは座って進行させていただきます。ただいまから、令和3年度第6回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、4番：川野元憲司委員及び5番：中野正年委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第37号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第37号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について</p>

次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。議案書1ページからになります。

申請番号45番、所在が[ ]番[ ]で、地目は畑、面積が458㎡、渡人が[ ]の[ ]さん、受人が[ ]の[ ]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号46番、所在が[ ]番[ ]外[ ]筆で、地目は畑、合計面積が716㎡、渡人が[ ]の[ ]さん、受人が[ ]の[ ]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号47番、所在が[ ]番[ ]で、地目は畑、面積が468㎡、渡人が[ ]の[ ]さん、受人が[ ]の[ ]さんです。申請事由は、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号48番、所在が[ ]字[ ]で、地目は畑、面積が4,277㎡、渡人が[ ]の[ ]さん、受人が[ ]の[ ]さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしく願います。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第38号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第38号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の3ページからです。また、お手元の地図もご参考にしていただければと思います。

申請番号14番、申請地は[ ]字[ ]番[ ]で、地目は田、面積が410㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。都市計画の用途区分は第2種中高層住居専用地域に該当します。転用目的は一般住宅用地です。

橋から市道線を約 m進んだ場所に位置し、西に、北と東を、南をに接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内の公務員で、申請地に建築面積 110.65 m<sup>2</sup>の木造2階建て一般住宅を建築する計画です。

砕石を30cmほど盛土し整地する計画で、境界に擁壁を施工するため、土砂の流出・流入の恐れはないものと考えられます。

また、境界から十分距離を取り建築するため、日照及び通風に関して周辺農地への影響はないものと考えられます。

雨水排水につきましては、西側市道の側溝に放流し汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外にその他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で 円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した融資見込み証明書と通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和4年8月10日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号15番、申請地は、字番で、地目は畑、面積が573 m<sup>2</sup>の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第1種住居地域に該当します。

転用目的は一般住宅用地です。

市道線と線との交差点から西に mの場所に位置し、周囲をに接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内の会社員で、申請地に建築面積 112.5 m<sup>2</sup>の木造平屋建て一般住宅を建築する計画です。

申請地の一部が埋め土され、駐車場として利用されていることから、所有者等に確認したところ、前所有者である所有者の父親と当該地を管理していた親族が農業委員会の許可を得ず埋立をし、駐車場として整備したとのことで、転用者から顛末書が提出されています。

よって、本件は追認案件となります。

申請地は隣接地と同じ高さに整地されており、土砂の流出・流入の恐れはないものと考えられます。

周囲に農地はなく、周辺農地への影響はありません。

雨水排水につきましては、南西側道路の側溝に放流し、汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

転用に要する費用は、土地取得費と建築工事費で 〇〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した融資に係る事前審査結果表が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年5月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

申請番号16番、申請地は、〇〇〇〇字 〇〇〇〇番 〇〇で、地目は田、面積が377㎡の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第2種住居地域に該当します。

転用目的は一般住宅用地です。

市道 〇〇〇〇線と 〇〇〇〇線との交差点から東に 〇〇〇mの場所に位置し、北と東を 〇〇〇に、西と南を 〇〇〇に接しています。

利用計画についてですが、譲受人は市内の会社員で、親族から申請地の贈与を受け、建築面積141.6㎡の木造平屋建て一般住宅を建築する計画です。

盛土等を行わず、整地しますので、土砂の流出・流入の恐れはないものと考えられます。

また、境界から十分距離を取り建築するため、日照及び通風に関して隣接農地への影響はないものと考えられます。

雨水排水につきましては南西側道路の側溝に放流し、汚水雑排水については公共下水道に放流する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、建築工事費で 〇〇〇〇〇〇 円を見込んでおり、事業費に見合う金額の金融機関が発行した融資に係る住宅ローン仮審査応諾書が添付されています。

工事期間は許可後から令和4年7月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思えます。

最初に、申請番号14番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。

永野次郎

去る8月24日、私と事務局と中野委員と一緒に現地を確認に行きました。

推進委員	問題ないと思います。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました5番：中野委員からも意見があればお願いします。</p>
5番： 中野委員	事務局並びに永野委員から説明のあった通りで問題はないと思われまので、よろしく願いいたします。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>つぎに、申請番号15番、16番につきまして、筒井正之推進委員から願います。</p>
筒井正之 推進委員	はい。申請番号の15番と16番につきましては、先程事務局から説明のありましたように周辺には農地もなく、水路も支障がないというふうに思われます。以上です。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく現地確認をしていただきました3番：河野委員からも意見があれば願います。</p>
3番： 河野委員	先程、事務局、筒井推進委員からありましたとおり、15番と16番については、現地確認の結果問題ないと思います。
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議長	<p>無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第39号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	議案第39号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について次のとおり、許可申請がありましたので意見を求めます。議案書5ページです。

申請番号3番、申請地は■■■■字■■■■番、地目は田で、面積は336㎡、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

転用目的は、資材置場用地のための一時転用です。

■■■■号から市道■■■■線に入り■■■■m進んだ場所に位置し、北に■■■■、周囲を■■■■に囲まれています。

利用計画についてですが、申請者は市内の建設会社で、申請地を使用貸借により借り受け、県土木事務所が発注し同社が施工している市内■■■■地区の砂防ダム工事で発生した残土の仮置きを行うとのことです。

申請地は、既に盛土が行われていることから、申請者に確認したところ、農地法第5条第1項の規定による転用許可申請の提出を失念していたとのことで、始末書が提出されています。

よって、本件は追認案件となります。

申請地には市道に沿って約2mの高さの盛土をしており、細かな土砂の流出を防ぐため土嚢を設置するなど対策を講じています。

隣接農地の所有者からは、埋立て行為等の同意書が添付されています。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、工事費として■■■■円を見込んでおり、それを満たす預金残高が記載された金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は許可後から令和4年3月31日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断されます。

許可基準は、運用通知の第2の1の(1)の(イ)で、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当します。

申請番号4番、申請地は■■■■字■■■■番、外■■■■筆で、地目は田、合計面積は3,828㎡で、平成15年に土地改良事業を実施した農業振興地域内の農地です。

農地区分としては、農用地区域内農地に該当します。

■■■■から市道■■■■線を■■■■方面に約■■■■m進んだ場所に位置し、北を■■■■、東に■■■■、南と西を■■■■に囲まれています。

転用目的は、農業用施設用地です。

申請者は市内の養豚業を営む農業生産法人で、母豚約300頭での繁殖及び肥育豚約3,500頭での肥育を行う認定農業者です。

令和2年度の国の補正予算を活用し、同社の代表取締役個人が所有する申請地を使用貸借により借り受け、既設養豚場の規模拡大を計画したものです。

利用計画についてですが、申請地を繁殖農場として整備する計画で、分娩豚舎とストール舎各1棟、コンポスト1基を新築し、浄化槽を増設する予定で、これにより母豚約200頭の増を見込むとのことです。

施設は、境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないと考えられます。

盛土等は行わず、整地しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考え

られます。

雨水は、隣接する用水路に排水し、糞尿処理については、施設内に増設する浄化槽で処理し、隣接地の浄化施設で最終処理後、排水する予定ですので、地下浸透、悪臭の発生等、特に問題ないと思われます。

施設については、水質汚濁防止法第5条第1項の規定による特定施設設置届出書を大分県知事に提出しています。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

本件については、去る8月24日に役員会を開き、申請者同席の上、現地確認と事前審議を行っています。

3,000㎡を超える転用案件については、大分県農業会議の意見を聴取することになっていきますので、本総会の審議結果を踏まえ対応します。

転用に要する費用は、工事費として■■■■円を見込んでおり、国庫補助事業を活用する計画で、補助金以外の約二分の一については、自己資金及び農業制度資金の利用によりまかなう計画で、農業経営基盤強化資金計画書を(株)日本政策金融公庫に提出済みです。

工事期間は許可後から令和4年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のアの(イ)のb「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものである」に該当します。

申請番号5番、申請地は■■■■字■■■■番、外■■筆で、地目は畑、合計面積は8,966㎡で、昭和47年に土地改良事業を実施した農業振興地域内の農地です。

農地区分としては、農用地区域内農地に該当します。

■■■■号から市道■■■■線に入り約■■■■m進んだ場所に位置し、北と南を■■■■、東に■■■■、西を■■■■に囲まれています。

転用目的は、農業用施設用地です。

申請者及び申請理由は、先ほどの申請番号4番と同様ですので、省略いたします。

利用計画についてですが、申請地と事業エリア内にある用水路用地をあわせて整地し、事業面積9,169㎡の土地を肥育農場とする計画で、肥育豚舎3棟とたい肥処理施設、たい肥保管庫、おがくず倉庫各1棟を新築する予定で、これにより肥育豚約2,500頭の増を見込むとのこととす。

施設は、境界より距離をとって建築するため、日照・通風に影響はないと考えられます。

盛土等を行わず、整地しますので、土砂の流出等の恐れはないものと考えられます。

雨水は、自然浸透のほか、北側の用水路に排水し、糞尿処理については、豚舎内におがくずを敷き、たい肥化することとすことで、地下浸透、悪臭の発生

等、特に問題ないと思われます。

施設については、水質汚濁防止法第5条第1項の規定による特定施設設置届出書を大分県知事に提出しています。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

本件については、去る8月24日に役員会を開き、申請者同席の上、現地確認と事前審議を行っています。

3,000㎡を超える転用案件については、大分県農業会議の意見を聴取することになっていきますので、本総会の審議結果を踏まえ対応します。

転用に要する費用は、工事費として■■■■円を見込んでおり、国庫補助事業を活用する計画で、補助金以外の約二分の一については、自己資金及び農業制度資金の利用によりまかなう計画で、農業経営基盤強化資金計画書を(株)日本政策金融公庫に提出済みです。

工事期間は許可後から令和4年3月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のアの(イ)のb「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものである」に該当します。

申請番号6番、申請地は■■■字■■■■番、地目は田で、面積は769㎡、農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第3種農地です。

都市計画の用途区分は第2種中高層住居専用地域に該当します。

転用目的は作業場兼駐車場用地です。

■■■■から約■■■m北方の場所に位置し、北に■■■と■■■、南に■■■、東に■■■、西を■■■に接しています。

利用計画についてですが、申請者は市内の建設会社で、申請地を借り受け、作業場兼駐車場とする計画です。

申請者は公衆用道路を隔てた隣地に倉庫を有しており、現在、倉庫への資材搬入を行う際、道路に4tトラックを一時停車せざるを得ず、交通に支障をきたしているとのことで、今回申請地を借り受け、交通を妨げることなく作業が可能となるよう使用したいとのことです。

盛土等を行わず、整地し、隣接農地に土砂が流出しないよう境界から十分距離をとり、法面を施工するため、周囲の営農に支障はないものと考えられます。

雨水は、自然浸透のほか、オーバーフロー分は東側の道路側溝に排水する計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、工事費として■■■■円を見込んでおり、それを上

回る預金残高が記載された金融機関の預金残高証明書が添付されています。  
工事期間は許可後から令和3年10月31日までを予定しており、転用行為は確実にされると判断されます。  
許可基準は運用通知の許可基準第2の1の(1)のエの(イ)「第3種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。  
以上、ご審議願います。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことですが、ここで、地元の農地利用最適化推進委員の意見をいただきたいと思えます。

最初に、申請番号3番につきまして、羽矢勝幸推進委員から願います。

羽矢勝幸  
推進委員

はい。現地を確認した結果、問題ないと思えます。よろしく願います。

議長

ありがとうございました。

同じく現地確認をしていただきました6番：神田委員からも意見があれば願います。

6番：  
神田委員

はい。8月24日に現地確認をいたしまして問題はないと思えます。以上です。

議長

ありがとうございました。

次に、申請番号4番、5番につきましては、3,000㎡以上の転用案件でありますので、去る8月24日に現地確認と役員会を開催し、事前審議を行いましたので、役員会の議長であります河野利治副会長から役員会の報告を願います。

副会長

それでは、私から役員会の報告を行いたいと思えます。

先程から説明のありましたとおり、4番、5番の案件につきましては3,000㎡以上の転用案件でありますので、8月24日に役員会を開催し、地元の■■地区及び■■地区の農地利用最適化推進委員と農業委員、並びに二つの案件の申請者であります■■■■代表の出席を求めまして、現地確認並びに事前審議を行いました。

通常ならば現地確認の後、市役所等で事前の審議を行うのですが、新型コロナウイルス感染拡大のため、会議などの開催が制限されている関係で、現地確認の際に質疑を行い事前審議とする事としました。

現地確認では、畜舎の増設ということもあり、特に匂いや汚水処理、雨水処理の方法等について説明がありました。

現地で委員から出されました質疑の主なものとしましては、■■地区の案件につきましては、申請地の近隣に集落があるため、環境問題について、これまでの対処や今後の処理について質問がありました。申請者からは、少な

からず匂いは出ますが、密閉型のコンポストで、下からブローで強制発酵させる方法により、従来の処理装置より匂いの軽減を図っており、更に水による脱臭装置を併用することにより匂いの軽減に努めているとのことでした。糞尿などの汚水の処理については、合併浄化槽で処理した水を排水しており、処理水は毎年水質検査を行っており、基準値より低い数値となっていること。今回畜舎増設に伴い合併槽の増設も予定しており、水質汚濁防止法の規定による特定施設設置届を提出しているとの回答がありました。

続いて■■■■地区の案件につきましては、近隣に集落がないため、匂いの問題は無いが汚水処理はどうなっているのかという質問がありました。■■■■の畜舎では、畜舎内の汚水は、おがくずを混ぜて水分を吸収させて、たい肥舎で攪拌して肥料としているので汚水が出ないため、雨水だけの排水となる事の回答があり、実際にたい肥舎の確認も行いましたが匂いもありませんでした。たい肥は、近隣の農家に無償で配布しているとのことでした。

尚、本案件に関しまして、地元の■■■■地区及び■■■■地区の農地利用最適化推進委員と農業委員からは、転用について特に問題は無いとの意見をいただきました。

審議の結果、役員会の意見といたしましては、本案件は農地法の転用許可基準を満たしていると判断されますことから、「許可相当である」との意見に決しました。

以上で、役員会の審議結果の報告を終わります。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、申請番号6番につきまして、永野次郎推進委員からお願いします。

永野次郎  
推進委員

去る8月24日、事務局と私と中野委員とで現地を確認いたしました。別に問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。

同じく現地確認をしていただきました5番：中野委員からも意見があればお願いします。

5番：  
中野委員

現地確認をしましたが、問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

はい、宗委員。

9番：  
宗委員

はい。4番と5番の件のことなのですが、■■■■の方にも豚舎があつて、その豚舎から浄化槽を通して出てきている水が小さな川に流れて、その

川の水が汚れているということで、もう随分前から何度も問題になってきました。規模が違うとか、浄化能力や装置の違い等あるのかもしれませんが、**■**さんは随分と前からやられている方なので、今までにそういったことが無かったのかどうか、お伺いしたいと思います。

事務局 お答えします。事業者の方に確認をする中で、これまで大きな変更等の要望は無かったと。しかし細かな苦情については確かに無いことはない。ということでした。

9番： はい。ありがとうございます。  
宗委員

議長 その程度の確認で良いのですか。

9番： 皆さんが審議されたので。**■**の方はそういったクレームが再三続いて、結果的に確か今はもう辞められているのでしょうか。神田さん、分かりませんかね。

6番： 私も当時聞いたのですけれども「うちじゃない。」というふうな。  
神田委員

9番： それは**■**から来られている方が**■**さんの後を借りてされていたようで。**■**さんの時にもあったらしいのですけれども、その後の方が来られた際にも少しゴタゴタがあって。だから今はもう辞められているのですよね。

6番： 私のところも**■**さんだと思って、**■**さんに質問したら「違う」というふうに。

9番： それは違います、違います。それは分かっているのですけれども。**■**さんの所では今まで**■**の方でやられていて、そういうトラブルなど無かったのかなど気にかかったものですから質問しました。役員の皆さんが色々と質疑をされながら大丈夫だろうということで決定されたということなのですから、少し気になったものですから質問だけさせていただきました。

議長 はい。その他色々、農業委員さん、推進委員さん、気が付いたことがあれば。苦情はこういう会を通して報告するなり、事務局に報告してください。  
はい、野間委員。

8番： 先程と同じ**■**さんの件ですけれども、たい肥は今までは地元で処理をしていたということで、これは規模が拡大となった時にたい肥が相当の量になります。その対策はどういうふうにするか等、説明はありましたか。

事務局

はい。先程、副会長がご報告されたように、たい肥については、両施設とも必要な周辺の農業者に無償でお渡しするので是非活用していただきたいというような[ ]さんの意向を、私どもも直接伺っております。ですから、今までたい肥の処理について特に困ったということは聞き取りではないのですけれども、確かに規模拡大によって糞尿の量が増えるでしょうから、是非ともこの場を借りて、無償で頂けるといことなので皆さん方も各農業者に活用を勧めていただけたらと思います。以上です。

副会長

保管するたい肥舎もあって、現状はかなり人気があって、無償ですし、たい肥が足りないという感じに私は見受けられたので、できればまだまだというかたちで、他の場所も保管に十分余力があったように理解しています。

8番：  
野間委員

今、[ ]でも色々と基盤整理をしていますよね。[ ]地区についても田んぼ約24町程度を畑にする予定があるのですよ。そうすると畑、白ねぎの関係ですね。これがかなり増えてくると思うので、連絡ができれば誰でも貰えるということでもいいのですね。

事務局

はい。そうです。[ ]さんなので、連絡先が不明なのであれば私どもを通して連絡先を伝えることもできます。ですから、幅広く良い形で使っていただければと思います。

8番：  
野間委員

分かりました。どうもありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これに、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

はい、内田委員。

10番：  
内田委員

先程宗さんの方から質問がありました、排水というか汚水というか、川に流している件で、私も詳しくは知らないのですけれども、以前は糞尿の尿を川に垂れ流していたので「あそこから下の魚は食われん。」とか、そういう話をよく聞いておりましたけれども、浄化槽を作ってからはいった汚い、し尿は川に流していないので今は綺麗な水が流れているということだそうです。

ただ、匂いの方が、この前も（役員会で）少し質問をしましたが、その際終わってからも私に一人の方が言ってこられて、「風が下になった時には窓も開けられない。匂いがたまらない。」ということで「現状その状態からまた増設をされたらますます匂いが酷くなるので、自分個人としては増設なんかとてもじゃないがやめて欲しい。」と。そういうふうな意見を私の家まで言ってこられました。

で、この前役員会で行かれた方は、その時はちょうど風が後ろの方から吹

いておりましたのでそんなに匂いはしませんでしたけれども、ちょっと風が変わった時に匂いがしたと思います。何か悪臭の軽減について具体的には分かりませんが、格段の努力をして欲しいというような附帯決議を付けて、県の農業会議の方に意見、具申をするというような方法はないでしょうか。ご検討をお願いします。

議長

はい。皆さんにお諮りいたします。こういう場合に、どのような将来的な検討、課題を業者に持ちかけるかということでもあります。■■■■も美しくしておりますけれども、■■■■の地域は周囲の住民から匂いがするというので、今後県にいても、大規模であるし対策はしているのかという意見も出ると思いますから、何か良い方法は。近代的な方法ですからどんどん匂いがしないようにとは言うものの、今後匂いがした時にどういう処置を取るべきかということですね。何か忌憚のない意見があれば。

副会長

役員会を開いたなかで最初に■■■■に行ったのですが、私なりがイメージしていた豚舎よりも若干良いものという感じがしたのですが、確かに役員会の方でありましたように、やはり環境問題というか、匂いですね。先程内田委員からもあったように、その他の汚水関連は、今の浄化槽や色々な機械装置が進歩している関係で問題ないのですが、匂いの問題についてはなかなか難しいのではないかと。その点、■■■■は周りに■■■■さんという農業者が一人いるくらいで山林の中でしているので、たい肥等での匂いも攪拌というか無くなっていたような気がします。

それで、農業委員会として使用貸借の案件については許可相当でありますけれども、環境という問題については先程事務局からあったとおり莫大な補助金等を仕切って借りる方で、それが全体計画書の中ではなんらかの形で明記していないと資金も借りられないのではないかと思うのですが、そこに企業努力じゃないですが、附帯事項というか何か意見書を付けた上での農業委員会としての許可というようなことで出せるものなら、農業委員の総意としてのなかで出してもいいのではないかと思うのですが、そういうものが前例としてあるのかないのか、付けられるのか。また、それは農業委員の仕事からして使用貸借だけの許可だから、環境問題については承けにするのか、その辺りをお聞きしたのでありますけれども。

事務局

はい。それではお答えします。先程副会長から報告のあったように本件につきましては、各種補助事業を、国や県がこの施設を実現するために畜産の専門家等が助言を行って進めている状況です。

生き物を飼うということで匂いが出るというのは確かに事実でありまして、その部分について、法的には水質汚濁防止法という法律でその辺りの制限や基準を設けており、本案件につきましては、この水質汚濁防止法の基準についてはクリアしているということは申し上げておきたいと思っております。ただ匂いにつきましては、生き物ということでどうしても大なり小なり基準をクリアしていたとしても出る可能性はございます。

本件につきましては、県の農業会議にも諮る予定でありますので、県の農業会議で同種のこれまでの事案がどういうふうなものがあったのか、先程ご意見をいただいたような意見、条件の添付等を行った例があるのかどうかということを確認し検討した上で、その他の例を踏まえて進めさせていただきたいと思っております。事務局からのお願いなのですが、この場で結論を出すということも一つあるでしょうけれども、出来ればその検討の結果を踏まえて対応させていただきたい、具体的には、皆さんには会長・副会長に一任をしていただき、私どもが調査をしてどういうふうな意見や対応があるのかというのを踏まえた上で取り進めさせていただければいいかと思えます。よろしく願いいたします。

議長

はい。皆さんご理解いただけましたでしょうか。以前は、父親、祖父の代は当初悪臭があり、段々規模を大きくして曝気槽を作ったりしたのですが、去年、若い20代の青年二人が新しくすることになったので良い方向に進んでいけたらと思っております。

この件について、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第40号、農地転用事業計画変更申請についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第40号、農地転用事業計画変更申請があったので意見を求めます。議案書の7ページです。

申請地は、**■**字**■**番**■**で、地目は畑、面積が66㎡の農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、農地区分は第2種農地です。

申請事由は、事業面積を縮小とパネル配置の変更です。

譲受人である太陽光発電事業を行う法人は、令和2年11月6日付けで農地法第5条の許可を受け、申請地を含む畑である**■**字**■**番、面積887㎡について太陽光発電施設を整備予定でしたが、許可後に譲渡人が転用許可済農地の一部を畑として残したいとの意向を示したため、施設内道路として必要な申請地部分を分筆し変更後の事業面積とするものです。

本件による、発電規模や工事期間の変更はありません。

なお事業面積から除外する**■**字**■**番**■**の畑については、原状回復するよう変更承認するうえでの条件を附すことにしています。以上です。

議 長	<p>事務局から変更申請内容についての説明がありました。ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを承認することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>次に、議案第 41 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 41 号、農用地利用集積計画の決定についてです。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が 11 ページにありますのでご覧ください。表の下から 2 行目の小計で、利用権設定等の田の面積が 1,800 m<sup>2</sup>、畑の面積が 1,283 m<sup>2</sup> の合計面積が 3,083 m<sup>2</sup> で利用権を設定する農家数 3 戸、利用権の設定等を受ける農家数 2 戸で、利用権等の種類別面積のうち貸借に係る面積 3,083 m<sup>2</sup> です。以上、提案します。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、これを認めることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 42 号、非農地証明願についての審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 42 号、非農地証明願についてです。議案書 12 ページからをご覧ください。</p> <p>申請番号 19 番、所在が ■■■ 字 ■■■ 番 ■、地目は田で、面積 16 m<sup>2</sup>、申請人は、■■■ の ■■■ さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和 61 年頃から前所有者の父親が水路敷として使ってい</p>



議 長	<p>解約事由については貸し人の都合で合意解約するものです。以上、報告します。</p> <p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、次に、報告事項（２）埋め土の届出について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（２）埋土の届出がありましたのでご報告いたします。14 ページをご覧ください。</p> <p>届出者は、■■■■の■■■■で、所在が■■■■字■■■■番外■■■■筆で、地目が畑、合計面積が1,312㎡であります。埋土の理由ですが、砂を入れて白ネギ畑として利用したいということです。施工期間が令和3年8月23日から令和3年8月31日であります。以上です。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、次に、報告事項（３）農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
事務局	<p>報告事項（３）、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。15ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人■■■■、株式会社■■■■、農事組合法人■■■■です。</p> <p>内容等につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙の要件確認書のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。以上です。</p>
議 長	<p>この件につきまして、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で、本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和3年度豊後高田市農業委員会第6回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p>その他、事務局より事務連絡等があればお願いします。</p>

その他の事項 (別紙配布)

(令和3年度農地パトロール結果の提出について)

(地域分科会の開催について)

(次回(令和3年度:第7回)総会について)

午前11時00分  
令和3年9月7日